

令和 3 年秋の年次公開検証等の指摘事項に対する各府省庁の対応状況

—目次—

令和3年秋の年次公開検証対象事業

・保健・医療等体制	1
・今後の円滑なワクチン接種に向けた課題の整理	4
・地域福祉活動支援	6
・子供の貧困・シングルペアレンツ問題	8
・子供を見守るためのデータ連携	13
・教育現場のオンライン化の推進	16
・基金（水産業競争力強化基金、まち再生基金）	19

令和3年「通告」対象事業

・分散型エネルギーインフラプロジェクト	21
・異能（INNO）vationプログラム	23
・いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（うち、SC、SSWの配置）	24
・インフラ老朽化対策（海岸保全施設）	25
・畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業	26
・かんがい排水事業	27
・石油天然ガス田の探鉱・資産買収等事業に対する出資金、石油天然ガス開発や権益確保に資する技術開発等の促進	28
・インフラ老朽化対策（河川施設・海岸保全施設・港湾施設）	31
・下水道事業（内水浸水対策、脱炭素化）	32
・治水事業（河川・砂防）	33
・地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業	34

令和3年秋の年次公開検証の指摘事項に対する各府省庁の対応状況

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	厚生労働省		
テーマ等	保健・医療等体制		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時における保健・医療等体制の在り方については、新型コロナウイルス感染症から得た教訓を踏まえ、まずは、国、都道府県・保健所設置自治体の役割や、どの主体がリーダーシップをとり責任を負うのかといったガバナンス関係を明確にすべきである。 ・病床が逼迫した問題については、病床の稼働率を向上させることが求められるが、そのためには、空き病床の把握と医療機関の役割分担、連携協力が不可欠である。自治体の成功事例から、軽症から重症、重症から軽快といった患者の症状の変化に応じた医療機関間の患者の円滑な受け渡し（いわゆる「上り」、「下り」の連携）が重要であることが再認識できたことから、行政、医療機関だけでなく、国民目線に立って病床の見える化を進め、医療機関間の連携促進を図るべきである。 ・また、病床確保のための補助金等の支援については、その在り方について検討するとともに、今後、よりの確な支援を迅速に行うためにも、医療機関の経営状況等の見える化（データ・ベース化）にも取り組むべきである。 ・なお、第5波において自宅療養者が多く発生したことを踏まえ、オンライン診療のさらなる活用についても検討を行うべきである。 ・国立病院機構等の公的病院の非常時における病床確保の在り方については、その機能や規模等も踏まえ、具体的に整理すべきである。 ・いわゆる「かかりつけ医」についての議論もあったが、医療機関の役割分担、自宅療養者の対応にも資することから、その在り方について検討を進めるべきである。 ・非常時の保健所長に求められる資格要件・権限についても指摘があったことから、その在り方について整理、検討すべきである。 ・なお、非常時に備えた地域完結型の保健・医療等体制の構築に必要な取組、国の支援の在り方について整理、検討すべきである。また、医療資源の分散化の是正に向けた取組、病床機能の在り方、病院の機能分化、人材確保等について、第8次医療計画等においても、具体的方策を示すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>非常時における保健・医療等体制の在り方については、新型コロナウイルス感染症から得た教訓を踏まえ、まずは、国、都道府県・保健所設置自治体の役割や、どの主体がリーダーシップをとり責任を負うのかといったガバナンス関係を明確にすべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月に感染症法の一部を改正し、国・地方自治体間の情報連携に関する事項、国と地方自治体の役割・権限の強化等に関する事項等の規定を設けたところ。 ・政府としては、今後の感染症危機に対応できるように、病床や医療人材の確保を国や自治体が迅速に行えるようにするための仕組みなど、平時から感染症有事に備える取組について、より実効性のある対策を講じるための法的措置を速やかに検討することとしている。 ・感染症危機管理の在り方については、令和4年6月までに、感染症危機などの健康危機に迅速・的確に対応するため、司令塔機能の強化を含めた、抜本的体制強化策を政府全体として取りまとめる予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月12日に政府としてとりまとめた「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」に基づき、今後、感染力が2倍となった場合にも、対応できる医療提供体制を構築した。 ・また、更なる感染拡大時への対応として、医療の確保に向けて、国の責任において、入院対象者の範囲を明確にするとともに、法で与えられた権限に基づき、国及び都道府県知事が、 <ol style="list-style-type: none"> ①自宅療養者等の健康管理・重症化予防を図るため、地域の医療機関に対し、健康観察・診療等について最大限の協力を要請するとともに、 ②コロナ患者の入院受入病院に対し、短期間の延期ならリスクが低いと判断される予定手術・待機手術の延期等の実施を求めるほか、 ③国立病院機構、地域医療機能推進機構をはじめとする公立公的病院に対し、追加的な病床の確保、臨時的医療施設への医療人材の派遣等の要求・要請を行うとともに、民間医療機関に対しても要請を行うこととすることを決定した。 	

<p>・病床がひっ迫した問題については、<u>病床の稼働率を向上させることが求められるが、そのためには、空き病床の把握と医療機関の役割分担、連携協力が不可欠である。</u> 自治体の成功事例から、軽症から重症、重症から軽快といった患者の症状の変化に応じた医療機関間の患者の円滑な受け渡し（いわゆる「上り」、「下り」の連携）が重要であることが再認識できたことから、行政、医療機関だけでなく、国民目線に立って病床の見える化を進め、医療機関間の連携促進を図るべきである。</p>	<p>・都道府県内の医療機関や救急本部との間で、病床の確保・使用状況を日々共有できる体制を構築するとともに、個々の医療機関における G-MIS への病床の使用状況等の入力徹底すること（補助金の執行要件化）により、令和3年12月から医療機関別の病床の確保・使用率を毎月公表する（令和4年1月以降は月2回公表）。</p>	<p>・都道府県の病床確保計画、確保病床として位置付けられた病床を有する医療機関（以下「対象医療機関」という。）を対象として、その医療機関名や確保病床数、即応病床数、入院中患者数について、令和3年12月に公表した。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関内の病床の確保状況・使用率等の報告について</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00327.html</p>
<p>・また、<u>病床確保のための補助金等の支援については、その在り方について検討するとともに、今後、よりの確な支援を迅速に行うためにも、医療機関の経営状況等の見える化（データ・ベース化）にも取り組むべきである。</u></p>	<p>・休床病床の運用の効率化を図りつつ、病床使用率を勘案した病床確保料に見直しを行うこと等により、感染ピーク時において確保病床の使用率が8割以上となることを確保する。</p> <p>・医療機関の経営状況等の見える化については、事業報告書等をアップロードで届出・公表する全国的な電子開示システムを早急に整える。アップロードによる届出は令和4年3月決算法人から開始する。</p> <p>・必要な省令改正等を行うとともに、令和4年度以降、全国の医療法人の事業報告書等の情報を全て電子化された状態で国に蓄積し、全国規模のデータベースを構築・活用する。</p>	<p>・病床確保料については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策について」及び「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」において、令和4年1月以降も当面継続する方針を決定。</p> <p>・その際、全体としては、これまでと同じ単価設定を維持しつつ、新型コロナウイルス感染症患者受入れのインセンティブを高めるため、令和4年1月から、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 病床使用率が一定の基準を満たさない場合に病床確保料の単価を見直すほか、 ② 即応病床に対する休床病床数に上限を設定することとし、都道府県に対して周知を行った。 <p>・令和4年度予算に係る大臣折衝において、左記について早急に取り組み、具体的かつ明確な成案を得ることをはじめ、「新経済・財政再生計画改革工程表」等に基づき改革を着実に実行することを合意した。</p> <p>・令和4年度予算案に左記対応のための所要額（769百万円）を計上した。</p>	
<p>・なお、第5波において自宅療養者が多く発生したことを踏まえ、<u>オンライン診療のさらなる活用についても検討を行うべきである</u></p>	<p>・コロナ禍におけるオンライン診療の時限的・特例的措置による初診からのオンライン診療の実施状況を踏まえ、今後、令和3年度中に指針を改定し、その恒久化を行う。</p> <p>・さらに、医療提供体制におけるオンライン診療の果たす役割を明確にした上で、オンライン診療が幅広く適正に実施されるよう、令和4年度中にオンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、オンライン診療活用の好事例の横展開を進める。</p> <p>・オンライン診療の診療報酬の在り方等について、次期診療報酬改定に向けた議論の中で検討</p>	<p>・「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において、時限的・特例措置下におけるオンライン診療の実施状況を検証するとともに、指針の見直しについて議論し、その結果を踏まえて「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂案を作成し、パブリックコメントを実施した。</p>	

	する。		
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国立病院機構等の公的病院の非常時における病床確保の在り方については、その機能や規模等も踏まえ、具体的に整理すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の感染症危機に対応できるように、病床や医療人材の確保を国や自治体が迅速に行えるようにするための仕組みなど、平時から感染症有事に備える取組を速やかに検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、感染が拡大した際、専用病床の確保や医療人材派遣による臨時的医療施設の設置など、改めて公立公的病院にその役割を十全に果たしていただくことが重要であり、令和3年10月19日に、厚生労働大臣から国立病院機構及び地域医療機能推進機構に対し、その根拠法に基づく病床確保等の要求を実施するとともに、所管省庁を通じ、その他の省庁関係公的病院に対しても、病床確保等を要請した。 当該要求・要請を受けた対応として、省庁関係の公的病院全体で、令和3年12月7日時点で確保病床数は2,047床増の15,462床、入院受入予定人数は3,181人増の13,780人となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省庁関係公的病院における病床確保等の取組 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000863512.pdf
<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる「かかりつけ医」についての議論もあったが、医療機関の役割分担、自宅療養者の対応にも資することから、<u>その在り方について検討を進めるべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医機能の明確化と、患者・医療者双方にとってかかりつけ医機能が有効に発揮されるための具体的方策について検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度予算に係る大臣折衝において、左記について早急に取り組み、具体的かつ明確な成案を得ることをはじめ、「新経済・財政再生計画改革工程表」等に基づき改革を着実に実行することを合意した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常時の保健所長に求められる資格要件・権限についても指摘があったことから、その在り方について整理、検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常時における保健所長の役割やリーダーシップ等の在り方について、サポート体制の充実も含めた検討を行うこととする。 ・ また、令和4年4月から保健所における感染症対応職員の役割機能の強化に向けた調査・研究事業を行い、令和4年度内に結果を取りまとめる予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所における感染症対応職員の役割機能の強化に向けた調査・研究事業について、令和3年12月21日より公募を開始した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、非常時に備えた<u>地域完結型の保健・医療等体制の構築に必要な取組、国の支援の在り方について整理、検討すべきである。</u>また、<u>医療資源の分散化の是正に向けた取組、病床機能の在り方、病院の機能分化、人材確保等について、第8次医療計画等においても、具体的方策を示すべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年の医療法等改正を踏まえ、第8次医療計画における記載事項追加(新興感染症等対応)等に向けて、「第8次医療計画等に関する検討会」において議論等を行い、令和4年度末までに「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行う。 ・ また、病院機能の分化・連携を図るための地域医療構想を着実に進める。具体的には、令和4年度及び5年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求める。また、検討状況については、定期的に公表を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年12月3日に、「地域医療構想及び医師確保計画に関するWG」を開催し、各地域における、地域医療構想の取組状況について公表した。 ・ 令和3年12月3日に、新たに2県3区域の「重点支援区域」を選定し、複数医療機関の医療機能再編等を支援することとした。 ・ 令和3年12月10日に、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」を開催し、地方団体と協議を行い、今後の地域医療構想の進め方について確認した。 ・ 令和4年度予算に係る大臣折衝において、左記について早急に取り組み、具体的かつ明確な成案を得ることをはじめ、「新経済・財政再生計画改革工程表」等に基づき改革を着実に実行することを合意した。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	内閣官房、個人情報保護委員会、デジタル庁、厚生労働省		
テーマ等	今後の円滑なワクチン接種に向けた課題の整理		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・先行諸外国を上回る接種率を、関係する方々や国民の協力によって短期間で達成したことについては大いに評価できるとの意見が大勢であった。 ・接種を安全かつ的確に行うために、<u>国と地方が保有する情報に係る共有権限・管理権限や役割分担について検討すべき。</u> ・<u>国と地方及び地方自治体間で、デジタル技術も活用し、保有情報を共有したり、伝達したりする仕組み等について検討すべき。</u> ・<u>国民・社会に対する適切な情報提供の在り方等を検討すべき。</u> ・緊急時の円滑なワクチン接種にあたり、何が適切かも含め、KPI の設定について検討すべき。 ・今回のワクチン接種の経験を踏まえ、<u>国と地方の新たな役割分担の検討に生かすことが望まれる。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・接種を安全かつ的確に行うために、<u>国と地方が保有する情報に係る共有権限・管理権限や役割分担について検討すべき。</u> ・今回のワクチン接種の経験を踏まえ、<u>国と地方の新たな役割分担の検討に生かすことが望まれる。</u> 	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の接種事務の正確性、効率性を確保するための情報システム等のインフラ整備について、関係府省庁、関係団体と検討を進めることとする。 <p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種については、ワクチン接種記録システム（VRS）を活用した自治体間の保有情報の共有の運用について速やかに検討する。 	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係府省庁、関係団体と検討を進めているところ。 <p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種については、VRS を用いた他自治体への接種履歴の照会について、マイナンバー法上の「本人の同意を得ることが困難な場合」に該当することを明確化し、令和3年12月14日より運用を開始した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>国と地方及び地方自治体間で、デジタル技術も活用し、保有情報を共有したり、伝達したりする仕組み等について検討すべき。</u> 	<p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種については、ワクチン接種記録システム（VRS）を活用した自治体間の保有情報の共有の運用について速やかに検討する。《再掲》 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方の伝達については、現在、定期的にオンライン説明会を実施し、通知内容について丁寧に説明し、Q&A でお示ししているが、このような取組を継続的に行う方向で検討する。 	<p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種については、VRS を用いた他自治体への接種履歴の照会について、マイナンバー法上の「本人の同意を得ることが困難な場合」に該当することを明確化し、令和3年12月14日より運用を開始した。《再掲》 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記の取組について、継続的に実施することとした。 	

	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の接種事務の正確性、効率性を確保するための情報システム等のインフラ整備について、関係府省庁、関係団体と検討を進めることとする。《再掲》 	<ul style="list-style-type: none"> 関係府省庁、関係団体と検討を進めているところ。《再掲》 	
<ul style="list-style-type: none"> <u>国民・社会に対する適切な情報提供の在り方等を検討すべき。</u> 	<p>【内閣官房・厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナワクチン接種について、関係府省庁の広報担当や専門家との連携・協力により、ワクチンの有効性と安全性に関する、科学的知見に基づいた正確かつわかりやすい情報発信を行えるよう、検討する。 	<p>【内閣官房・厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナワクチン接種について、ホームページ、テレビCM、SNSなど、様々な媒体を用いた発信を実施したことにより、初回接種において全人口の約8割の方が2回接種を完了するなど一定の成果があったことを踏まえて検討した結果、科学的知見に基づいた正確でわかりやすい情報発信に取り組むこととした。引き続き、適切な情報提供の在り方等について検討を行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> <u>緊急時の円滑なワクチン接種にあたり、何が適切かも含め、KPIの設定について検討すべき。</u> 	<p>【厚生労働省・デジタル庁・内閣官房】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、追加接種を行っているところであり、今般の新型コロナワクチン接種の終了後に、KPIの設定が適当であるかも含めて、必要に応じて検討する。 	<p>【厚生労働省・デジタル庁・内閣官房】</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記の対応方針を決定した。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	厚生労働省		
テーマ等	地域福祉活動支援		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会は、地域福祉の主要な担い手であり、平時から生活困窮者への相談支援等の業務を担い、地域社会において非常に重要な役割を果たしている。 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、社会福祉協議会の平時の仕組みである生活福祉資金貸付を活用した特例貸付については、例えば、厚生労働省の通知が一方的なもので、同省の意図するところが現場に必ずしも明確には伝わらなかったとの懸念がある。さらに、同省や社会福祉協議会等の関係機関の連携が不十分であり、また、同省として現場の状況を把握し利用者や社会福祉協議会の声を真摯に受け止める仕組みが十分ではなかったと考えられる。 ・ そのため、厚生労働省から社会福祉協議会等関係機関への通知の在り方については見直しが必要。具体的には、通知について適切なフォローアップを行うことが必要であり、厚生労働省の意思が現場に適切に浸透しているか、現場に混乱や誤解が生じていないかについて、然るべく検証する仕組みが必要。 ・ また、社会福祉協議会の役割は、本来利用者に「寄り添う」ことであるが、本特例貸付の実施に当たっては、厚生労働省が迅速な貸付けを求めたことにより、こうした社会福祉協議会の良い面が十分引き出せなかったのではないかと考えられる。また、今後の貸付金回収の実効性には疑問がある。そのため、今後の対応を検討する際、貸付業務について金融機関を利用するといった選択肢も視野に入れるべき。 ・ さらに、利用者間又は社会福祉協議会間の公平性を担保することが重要。本貸付金の回収に際し、地域差が生じれば、利用者間で不公平が生じることとなり、制度に対する信頼を損なうこととなりかねない。今後発生し得る感染症の危機対応に備える上で、こうした点も考慮することが重要。 ・ また、本特例貸付の申請については郵送を原則としたが、紙ベースで作業を行う場合、利用者の属性の把握やデータ分析には困難がある。日本社会及び経済のデジタル化という大きな流れを踏まえ、デジタルデバйдに配慮しつつ、デジタル化を原則とし、オンライン申請の推進を含む制度・運用の在り方を検討すべき。 ・ 本特例貸付のような緊急時の貸付について、社会福祉協議会の平時の仕組みを活用することの適切性については検討が必要。社会福祉協議会は利用者の生活に寄り添って支援を行うところに強みがあるところ、貸付業務については金融機関や別組織を活用することも検討すべき。危機に際しての生活困窮者の救済については、厚生労働省を含む関係機関の連携が必要であり、関係自治体や金融機関を含めた連携の在り方を検討すべき。 ・ 今後発生し得る感染症の危機対応を見据え、厚生労働省においては、具体的な対応策について早急に意思決定を行うべき。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>厚生労働省から社会福祉協議会等関係機関への通知の在り方については見直しが必要。具体的には、通知について適切なフォローアップを行うことが必要であり、厚生労働省の意思が現場に適切に浸透しているか、現場に混乱や誤解が生じていないかについて、然るべく検証する仕組みが必要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会において適切に運用がなされるよう、これまでも制度変更の都度、各都道府県社会福祉協議会に対して説明会を開催するほか、厚生労働省ホームページにおいて、特例貸付に関する通知・Q&A等の最新情報をまとめた専用ページや、利用者等の声を聞く「意見フォーム」を設置してきたところ。 ・ 当該意見フォームの一層の活用を含む適切なフォローアップの在り方について検討を行い、運用改善につなげていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応方針を決定した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会の役割は、本来利用者に「寄り添う」ことであるが、本特例貸付の実施に当たっては、厚生労働省が迅速な貸付けを求めたことにより、こうした社会福祉協議会の良い面が十分引き出せなかったのではないかと考えられる。また、今後の貸付金回収の実効性には疑問がある。そのため、<u>今後の対応を検討する際、貸付業務について金融機関を利用するといった選択肢も視野に</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年10月から開始した次期生活困窮者自立支援制度の改正（令和5年度を予定）に向けた議論等の中で、今般の緊急小口資金等の特例貸付の検証を行い、その結果を踏まえ、関係府省庁、関係自治体、金融機関との連携の在り方も含めた、具体的な対応策について整理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の対応方針を決定した。 	

<p>入れるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例貸付のような緊急時の貸付について、<u>社会福祉協議会の平時の仕組みを活用することの適切性については検討が必要</u>。社会福祉協議会は利用者の生活に寄り添って支援を行うところに強みがあるところ、<u>貸付業務については金融機関や別組織を活用することも検討すべき</u>。危機に際しての生活困窮者の救済については、厚生労働省を含む関係機関の連携が必要であり、<u>関係自治体や金融機関を含めた連携の在り方を検討すべき</u>。 ・今後発生し得る感染症の危機対応を見据え、厚生労働省においては、<u>具体的な対応策について早急に意思決定を行うべき</u>。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者間又は社会福祉協議会間の公平性を担保することが重要。<u>本貸付金の回収に際し、地域差が生じれば、利用者間で不公平が生じることとなり、制度に対する信任を損なうこととなりかねない</u>。今後発生し得る感染症の危機対応に備える上で、こうした点も考慮することが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急小口資金等の特例貸付の債権管理について、全国で償還の事務体制や償還免除の取扱いにバラツキが生じないよう、必要な体制整備の支援や償還免除の統一的な取扱いを示すなど検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・償還期間中に償還が困難になった場合などの償還免除に関する取扱いの通知「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除の取扱いについて」を発出した。（令和3年11月22日） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・日本社会及び経済のデジタル化という大きな流れを踏まえ、デジタルデバイドに配慮しつつ、<u>デジタル化を原則とし、オンライン申請の推進を含む制度・運用の在り方を検討すべき</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の貸付制度について、オンライン申請に必要なシステム構築に向け、オンライン化の課題整理等を行うため、令和4年度6～7月頃を目途に調査研究を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度予算案に社会福祉推進事業に係る調査研究のための所要額（38,621百万円の内数）を計上した。 ・左記の対応方針を決定した。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省		
テーマ等	子供の貧困・シングルペアレンツ問題		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の秋のレビュー以降、各府省において、指摘を受け止め、様々な取組が着実に進められていることは評価できるが、手薄になっている取組や、支援策等は存在するものの十分に活用されていないと思われる施策があることから、更に「ワンストップ化」「プッシュ型」の支援の実現を加速するために、関係府省において、こうした施策の改善を図っていく必要がある。また、指摘がありながら、取り組まれていない諸課題についても、迅速な検討が必要である。 ・ 文部科学省、厚生労働省においては、申請に使えるツールの見直し、拡充を含め、支援を受ける側、支援を行う側双方の事務負担、心理的ハードルを下げる措置を講じること等により、支援メニューの活用を促す取組を進めるべきである。また、SNS や ICT の活用など、利用者がアクセスしやすい仕組みの構築も検討すべきである。また、利用者の利便性を増すための申請基準の整合化、申請書類の統一化も検討を要する。 ・ 内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、子供に関わる部局間の連携・NPO等との連携が一層進むよう、先進事例を参考にしつつボトルネックの分析を進め、意識改革も含めた取組を進めるべきである。その際、自治体内外の壁となり得る個人情報保護に係る問題については、早急に整理し、具体例を盛り込んだ「ガイドライン」を策定し、自治体へ通知するべきである。 ・ 内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、今後の取組を進めるに当たっては、各地方自治体における福祉部局と教育部局の連携強化・一体的体制の構築など、教育部局が把握した情報をいち早く福祉部局に共有し、潜在的に支援を必要としている親に対する支援に繋げるための方策を含め、検討を進めるべきである。また、地方自治体の努力によって、現行制度でもできることがあることを踏まえれば、地方自治体自身の創意工夫や努力も求められる。 ・ 内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、学校を拠点とすることを前提とするのではなく、あらゆる子供が保護や支援を受けられるように、子供に対する直接的支援や学校外教育クーポンの制度化などの提案を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切る教育を実現するための学習支援の更なる充実を早急に検討すべきである。また、高校中退者に対する支援等の在り方を検討し、子供の成長に応じた切れ目のない支援の実現に取り組むべきである。 ・ 文部科学省、厚生労働省においては、スーパービジョン体制の構築や研修等による支援を行う側の質の向上・キャリアアップを図り、高い意欲と能力を有する者の待遇改善につなげるために実効性のある取組を行うべきである。また、NPO 等の積極的活用によるマンパワーの確保、支援現場における ICT の利活用についても促進を図るべきである。 ・ 内閣府、文部科学省、厚生労働省において、これらの取組を進めるに当たっては、今般のコロナ禍の中で顕在化した問題にも配慮しつつ、状況に応じて必要な計画・施策の見直しを行うべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省、厚生労働省においては、申請に使えるツールの見直し、拡充を含め、支援を受ける側、支援を行う側双方の事務負担、心理的ハードルを下げる措置を講じること等により、支援メニューの活用を促す取組を進めるべきである。また、SNS や ICT の活用など、利用者がアクセスしやすい仕組みの構築も検討すべきである。また、利用者の利便性を増すための申請基準の整合化、申請書類の統一化も検討を要する。 	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援を受ける側、支援を行う側双方の事務負担、心理的ハードルを下げるため、例えば、年収が一定未満の世帯への就学支援金の申請において、令和4年度からマイナンバーカードの写し等の書類提出を不要とするなど、支援メニューの活用促進に向けて、申請に係る利便性の向上など手続きの簡素化を図るとともに制度の周知を行う。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IT機器の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る。 ・ タブレット等を活用した相談対応ツールや研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の 	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校等就学支援金の申請に当たっては、マイナンバー事務手続きの見直しにより、次年度よりこれまで必須としていたマイナンバーの写し等の提出を不要とするため、システム改修を実施している。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IT機器の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることとし、令和3年度補正予算に計上した（厚生労働省：160百万円）。 ・ タブレット等を活用した相談対応ツールや研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制 	

	<p>専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭への相談支援を行う母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応を行い、相談支援体制の強化を図る。 	<p>の充実を図ることとし、令和4年度当初予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に計上した（厚生労働省：16,004百万円の内数）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭への相談支援を行う母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応を行い、相談支援体制の強化を図ることとし、令和4年度当初予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に計上した（厚生労働省：16,004百万円の内数）。 ・母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究を実施し（令和2年12月～令和3年3月）、その結果等を踏まえ、総合相談窓口の体制強化等の重要性や、母子・父子自立支援員への支援等について、自治体向けに通知を発出し、ひとり親家庭への支援体制の強化に向けての取組を依頼した（令和3年5月20日付け厚生労働省家庭福祉課長通知）。 また、全国の母子・父子自立支援員等を対象とした全国会議を実施し、同通知の内容の周知や、自治体における好事例の共有・横展開を図った（令和3年6月、オンライン実施）。 さらに、同通知及び同会議を踏まえた、各自治体における母子・父子自立支援員の処遇改善等の検討状況について調査を実施した（令和3年10月）。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、子供に関わる部局間の連携・NPO等との連携が一層進むよう、先進事例を参考にしつつポトルネックの分析を進め、意識改革も含めた取組を進めるべきである。その際、自治体内外の壁となり得る個人情報保護に係る問題については、早急に整理し、具体例を盛り込んだ「ガイドライン」を策定し、自治体へ通知するべきである。 	<p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省、デジタル庁、個人情報保護委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府が文部科学省、厚生労働省等と連携して進める「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた研究会」における議論を中間的にとりまとめることとした。 また、デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）における総理指示を踏まえ、令和3年11月26日に、デジタル副大臣を主査とし、内閣府、厚生労働省、文部科学省の副大臣で構成される「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」第1回が開催。同プロジェクトチームにおいて、関係府省庁が連携して、上記の中間とりまとめも踏まえて議論を行い、令和4年6月までに具体的な方向性を示すことを目指して検討を進める。 	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築等に向けた調査研究を行うこととし、令和4年度当初予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に反映した（内閣府：15百万円）。 <p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を令和3年度補正予算に計上した（デジタル庁：733百万円）。 	

<p>・内閣府、文部科学省、厚生労働省において、今後の取組を進めるに当たっては、各地方自治体における福祉部局と教育部局の連携強化・一体的体制の構築など、教育部局が把握した情報をいち早く福祉部局に共有し、潜在的に支援を必要としている親に対する支援に繋げるための方策を含め、検討を進めるべきである。また、地方自治体の努力によって、現行制度でもできることがあることを踏まえれば、地方自治体自身の創意工夫や努力も求められる。</p>	<p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省、デジタル庁】</p> <p>・内閣府が文部科学省、厚生労働省等と連携して進める「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた研究会」における議論を中間的にとりまとめることとした。</p> <p>また、デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）における総理指示を踏まえ、令和3年11月26日に、デジタル副大臣を主査とし、内閣府、厚生労働省、文部科学省の副大臣で構成される「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」第1回が開催。同プロジェクトチームにおいて、関係府省庁が連携して、上記の中間とりまとめも踏まえて議論を行い、令和4年6月までに具体的な方向性を示すことを目指して検討を進める。《再掲》</p> <p>【内閣府】</p> <p>・地方自治体による多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援する「地域子供の未来応援交付金」を活用し、関係機関等による連携を深化し、地域ネットワークの形成を図る地方自治体を支援する。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>・ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業により、ひとり親家庭の情報を管理し、関係部署と共有するためのシステムの構築を図る。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>・貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築等に向けた調査研究を行うこととし、令和4年度当初予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に反映した（内閣府：15百万円）。《再掲》</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>・こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を令和3年度補正予算に計上した（デジタル庁：733百万円）。《再掲》</p> <p>【内閣府】</p> <p>・地域子供の未来応援交付金において、令和3年度は12月までに58件の連携体制を整備するための事業を支援するとともに、令和4年度に必要な予算を、令和4年度予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に計上した（内閣府：296百万円）。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>・ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業により、ひとり親家庭の情報を管理し、関係部署と共有するためのシステムの構築を図ることとし、令和3年度補正予算に計上した（厚生労働省：160百万円）。</p>	
<p>・内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、学校を拠点とすることを前提とするのではなく、あらゆる子供が保護や支援を受けられるように、子供に対する直接的支援や学校外教育クーポンの制度化などの提案を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切る教育を実現するための学習支援の更なる充実を早急に検討すべきである。また、高校中退者に対する支援等の在り方を検討し、子供の成長に応じた切れ目のない支援の実現に取り組むべきである。</p>	<p>【文部科学省、内閣府、厚生労働省】</p> <p>・子供に対する直接的支援については、子供たちの学習支援や体験活動等の取組を行う地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施される体制作りを推進する。</p> <p>・高校中退者支援については、関係府省庁が協力し、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーション等が連携して、中退後も就労や再度の就学につなげる切れ目のない支援を行う体制の構築を促進、支援することとしている。</p> <p>在学中は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談を実施</p>	<p>【文部科学省】</p> <p>・地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施される体制作りとして、地域学校協働本部の数を9,000本部から10,000本部に拡充することとし、令和4年度予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に反映した（文科省：6,859百万円）。</p> <p>・高校中退者等の学習支援について、補助対象自治体を5団体から10団体に拡充することとし、令和4年度当初予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に反映した（文科省：10百万円）。</p> <p>・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの貧困対策のための重点配置の充実をするとともに、効果的・効率的な配置を推進することとし、令和4年度当初予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に反映した（文科省：7,171百万円）。</p>	

	<p>しており、引き続き支援の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校中退後については、高等学校・地域若者サポートステーション・ハローワーク等の地域資源を活用しながら社会的自立を目指した学習に取り組めるよう、地域で支援体制を構築して学習相談や学習支援等を実施する地方公共団体の取組の支援を進める。 ・ひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂等を実施する事業者を対象として、広域的に支援を行う民間団体を公募し、その取組への支援を行うほか、民間団体等と連携して食事の提供や学習支援等を通じた地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。 	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業を令和3年度補正予算に計上した（厚生労働省：2,208百万円） ・支援対象児童等見守り強化事業を令和4年度当初予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に計上した（厚生労働省：21,247百万円の内数） 	
<p>・文部科学省、厚生労働省においては、スーパービジョン体制の構築や研修等による支援を行う側の質の向上・キャリアアップを図り、高い意欲と能力を有する者の待遇改善につなげるために実効性のある取組を行うべきである。また、NPO等の積極的活用によるマンパワーの確保、支援現場におけるICTの利活用についても促進を図るべきである。</p>	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を行う側の質の向上等については、教職員に対する研修の充実や、スーパーバイザーを含むスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実、各自治体の好事例の横展開等を図る。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭への相談支援を行う母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応を行い、相談支援体制の強化を図る。 ・タブレット等を活用した相談対応ツールや研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。《再掲》 ・母子・父子自立支援員をはじめとした自治体のひとり親支援担当者向けの全国研修会を開催するとともに、「母子・父子自立支援員の処遇改善等に関するアンケート調査」において得られた好事例を展開し、自治体における取組を促す。 ・ひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂等を実施する事業者を対象として、広域的に支援を行う民間団体を公募し、その取組への支援を行うほか、民間団体等 	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの貧困対策のための重点配置の充実をするとともに、効果的・効率的な配置を推進することとし、令和4年度当初予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に反映した（文科省：7,171百万円）。 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用に係る好事例の横展開等を行った。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭への相談支援を行う母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応を行い、相談支援体制の強化を図ることとし、令和4年度当初予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に計上した（厚生労働省：16,004百万円の内数）。《再掲》 ・タブレット等を活用した相談対応ツールや研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図ることとし、令和4年度当初予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に計上した（厚生労働省：16,004百万円の内数）。《再掲》 ・母子・父子自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究を実施し（令和2年12月～令和3年3月）、その結果等を踏まえ、総合相談窓口の体制強化等の重要性や、母子・父子自立支援員への支援等について、自治体向けに通知を発送し、ひとり親家庭への支援体制の強化に向けての取組を依頼した（令和3年5月20日付け厚生労働省家庭福祉課長通知）。 また、全国の母子・父子自立支援員等を対象とした全国会議を 	

	<p>と連携して食事の提供や学習支援等を通じた地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。《再掲》</p>	<p>実施し、同通知の内容の周知や、自治体における好事例の共有・横展開を図った（令和3年6月、オンライン実施）。</p> <p>さらに、同通知及び同会議を踏まえ、各自治体における母子・父子自立支援員の処遇改善等の検討状況について調査を実施した（令和3年10月）。《再掲》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業を令和3年度補正予算に計上した（厚生労働省：2,208百万円）。《再掲》 ・支援対象児童等見守り強化事業を令和4年度当初予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に計上した（厚生労働省：21,247百万円の内数）。《再掲》 	
<p>・内閣府、文部科学省、厚生労働省において、これらの取組を進めるに当たっては、今般のコロナ禍の中で顕在化した問題にも配慮しつつ、状況に応じて必要な計画・施策の見直しを行うべきである。</p>	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化していることを踏まえ、子供の貧困対策に関する大綱に基づき施策を進める。 <p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組を進めるに当たっては、コロナ禍であっても各種取組の趣旨が十分に達成できるよう、その状況の把握に努め必要に応じて計画の見直し等柔軟な対応を行う。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱くコロナ禍で厳しい状況にあるひとり親家庭に対して、就業による自立につながるよう、高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充等、及び住居の借り上げに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付を行う。 	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で子供が社会的孤立等に陥らないよう、子ども食堂など子供たちと「支援」を結びつけるつながりの場をNPO等へ委託して整備する地方自治体を支援するため、地域子供の未来応援交付金において、補助率10/10の新たな事業を創設するための予算を令和3年度補正予算に計上した（内閣府：2018百万円）。さらに、地域子供の未来応援交付金において、地方自治体がNPO等への委託により実施する子ども食堂をはじめとする子供の居場所づくりを令和3年度は12月までに217件支援するとともに、地方自治体による委託に加え、補助を行う場合の財政支援を新たに実施することにより、地方自治体による子供の貧困対策を広く支援するための予算を令和4年度予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に計上した（内閣府：296百万円）。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等職業訓練促進給付金について、令和3年度に限り実施している対象資格の拡充等を令和4年度も継続して実施するとともに、住居の借り上げに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付を引き続き実施することとし（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令を改正予定）、令和4年度当初予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に計上した（厚生労働省：16,004百万円の内数）。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	内閣府、個人情報保護委員会、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省		
テーマ等	子供を見守るためのデータ連携		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・先般の各種給付金の支給に当たっては、関係機関の間でデータの連携が十分にとられていなかったことにより、様々な非効率が生じることとなった。データ連携を進めるに当たっては、国民目線に立って、データ連携による効率化・効果を最も発揮する観点から、国と地方自治体、省庁間といった組織の枠を超えて施策やシステムを組み立てていくことが重要である。 ・去年の秋のレビューの指摘を踏まえて、内閣府がデータ連携に関わる共通インフラの構築に向けた取組を推進していることは大変評価する。この取組を着実に前進させるために、先進的な地方自治体の例も参考にしつつ、①支援を必要とする子供を把握するために必要となるデータ、②連携を図るべきデータ、③個人情報保護の解釈・運用上の問題を含めて、データを収集・連携する上でのボトルネックを特定し、スピード感をもって検討を進めるべきである。その際、内閣府、文部科学省及び厚生労働省は、データを収集・連携する上でのボトルネックの解消に向けて、連携して取組むべきである。 ・データ連携については、今後進められる地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化の取組との連携にも留意した工程表を策定し、計画的かつ着実に推進するとともに、それによって集積した情報が地方自治体に利用しやすいものとなるようにすべきである。 ・以上のような取組を通じて、教育と福祉のより一層の連携を促進し、困っている子供や保護者にプッシュ型で支援を届ける、ぬくもりのある行政の成功事例を作り、行政におけるデータ連携の壁を乗り越える推進力にすべきである。併せて、デジタル庁及び総務省によるスマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載など、国民がデータ連携のメリットを実感できることを最優先に推進すべきである。 ・このような観点から、内閣府、文部科学省及び厚生労働省による、①上記工程表の策定、②地方自治体における効率的なシステムの構築、③速やかな給付を実現するための取組、④支援を必要とする子供をよりの確に把握するために必要となるデータ群を探索する取組について、デジタル庁は、ユーザーである地方自治体の視点に立って、縦割りを排する観点を踏まえつつ、データ連携・システム構築の側面から支援すべきである。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時まで決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・去年の秋のレビューの指摘を踏まえて、内閣府がデータ連携に関わる共通インフラの構築に向けた取組を推進していることは大変評価する。この取組を着実に前進させるために、先進的な地方自治体の例も参考にしつつ、①支援を必要とする子供を把握するために必要となるデータ、②連携を図るべきデータ、③個人情報保護の解釈・運用上の問題を含めて、データを収集・連携する上でのボトルネックを特定し、スピード感をもって検討を進めるべきである。その際、内閣府、文部科学省及び厚生労働省は、データを収集・連携する上でのボトルネックの解消に向けて、連携して取組むべきである。 	<p>【内閣府、デジタル庁、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府が文部科学省、厚生労働省等と連携して進める「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた研究会」において、支援が必要な子供等を発見するための先進的な事例、データベースの項目となり得るデータ、今後の検討課題の整理を含め、議論を中間的にとりまとめることとした。 <p>また、デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）における総理指示を踏まえ、令和3年11月26日に、デジタル副大臣を主査とし、内閣府、厚生労働省、文部科学省の副大臣で構成される「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」第1回が開催。同プロジェクトチームにおいて、関係府省庁が連携して、上記の中間とりまとめも踏まえて議論を行い、令和4年6月までに具体的な方向性を示すことを目指して検討を進める。</p>	<p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築等に向けた調査研究を行うこととし、令和4年度当初予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に反映した（内閣府：15百万円）。 <p>【デジタル庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を令和3年度補正予算に計上した（デジタル庁：733百万円）。 	

<p>・データ連携については、今後進められる地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化の取組との連携にも留意した工程表を策定し、計画的かつ着実に推進するとともに、それによって集積した情報が地方自治体に利用しやすいものとなるようにすべきである。</p>	<p>【内閣府、デジタル庁、文部科学省、厚生労働省】 ・内閣府が文部科学省、厚生労働省等と連携して進める「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた研究会」における議論を中間的にとりまとめることとした。 また、デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）における総理指示を踏まえ、令和3年11月26日に、デジタル副大臣を主査とし、内閣府、厚生労働省、文部科学省の副大臣で構成される「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」第1回が開催。同プロジェクトチームにおいて、関係府省庁が連携して、上記の中間とりまとめも踏まえて議論を行い、令和4年6月までに具体的な方向性を示すことを目指して検討を進める。《再掲》 これらの取組に当たっては、地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化の取組との連携を図っていく。</p>	<p>【内閣府】 ・貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築等に向けた調査研究を行うこととし、令和4年度当初予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に反映した（内閣府：15百万円）。《再掲》</p> <p>【デジタル庁】 ・こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を令和3年度補正予算に計上した（デジタル庁：733百万円）。《再掲》</p>	
<p>・以上のような取組を通じて、教育と福祉のより一層の連携を促進し、困っている子供や保護者にブッシュ型で支援を届ける、ぬくもりのある行政の成功事例を作り、行政におけるデータ連携の壁を乗り越える推進力にすべきである。併せて、デジタル庁及び総務省によるスマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載など、国民がデータ連携のメリットを実感できることを最優先に推進すべきである。</p>	<p>【内閣府、デジタル庁、文部科学省、厚生労働省】 ・内閣府が文部科学省、厚生労働省等と連携して進める「貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた研究会」における議論を中間的にとりまとめることとした。 また、デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）における総理指示を踏まえ、令和3年11月26日に、デジタル副大臣を主査とし、内閣府、厚生労働省、文部科学省の副大臣で構成される「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」第1回が開催。同プロジェクトチームにおいて、関係府省庁が連携して、上記の中間とりまとめも踏まえて議論を行い、令和4年6月までに具体的な方向性を示すことを目指して検討を進める。《再掲》</p> <p>【デジタル庁、総務省】 ・マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現については、2021年度（令和3年度）末までに技術検証・システム設計を行い、2022年度（令和4年度）中の実現を目指す。</p>	<p>【内閣府】 ・貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築等に向けた調査研究を行うこととし、令和4年度当初予算政府案（令和3年12月24日閣議決定）に反映した（内閣府：15百万円）。《再掲》</p> <p>【デジタル庁】 ・こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を令和3年度補正予算に計上した（デジタル庁：733百万円）。《再掲》</p> <p>【デジタル庁、総務省】 ・マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会（デジタル庁・総務省共催）等において技術的な事項に関する検討を進めるとともに、令和4年度当初予算及び令和3年度補正予算に必要経費を計上している。</p>	

<p>・このような観点から、内閣府、文部科学省及び厚生労働省による、①上記工程表の策定、②地方自治体における効率的なシステムの構築、③速やかな給付を実現するための取組、④支援を必要とする子供をよりの確に把握するために必要となるデータ群を探索する取組について、デジタル庁は、ユーザーである地方自治体の視点に立って、縦割りを排する観点を踏まえつつ、データ連携・システム構築の側面から支援すべきである。</p>	<p>【デジタル庁、内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省】</p> <p>・デジタル臨時行政調査会（令和3年11月16日）における総理指示を踏まえ、令和3年11月26日に、デジタル副大臣を主査とし、内閣府、厚生労働省、文部科学省の副大臣で構成される「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」第1回が開催され、検討事項として、①市町村や支援機関等が保有するこどもに関する情報・データの内容、各データを保有する機関等の整理と連携の在り方、②先行的に取り組む自治体の状況把握や、自治体を対象とした実証の在り方、③その他のこども・家庭へのデジタル・データを活用した支援の在り方等が示された。同プロジェクトチームにおいて、関係府省庁が連携して、令和4年6月までに具体的な方向性を示すことを目指して検討を進める。</p> <p>【デジタル庁】</p> <p>・デジタル庁は、地方自治体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様について、令和4年（2022年）夏を目途に作成する。</p> <p>・マイナンバーカードを利用した公金受取口座の登録については今春、行政機関による登録口座情報の利用の仕組みについては令和4年度（2022年度）中の運用開始を目指す。</p>	<p>【デジタル庁】</p> <p>・こどもに関する各種データの連携による支援実証事業を令和3年度補正予算に計上した（デジタル庁：733百万円）。《再掲》</p> <p>・住民記録システム、学齢簿システム等のデータ要件・連携要件の策定に向けて作業中。</p> <p>・令和3年5月、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律が成立。同法に基づき、令和3年12月までに、5件の公的給付について、マイナンバーの利用等を可能とするため、特定公的給付に指定した。</p>	
--	--	---	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	デジタル庁、文部科学省		
テーマ等	教育現場のオンライン化の推進		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化という3つの観点から、教育現場における ICT 活用の目的と目標をそれぞれ明示し、そこに至るロジックモデルを実証的データや事例に基づいてそれぞれ作成することが必要である。 ・それらのロジックモデルを成立させる ICT 活用に係わる具体的方針（何を何のためにどう使うか）を示したうえで、その過程における問題点・課題を整理し、その解決方法と目標達成の時期を記したロードマップを作成する必要がある。 ・ICT 活用の進捗と上記3つの観点（学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化）からの目標に向けた達成度を客観的及び多面的な指標を設けることにより測定可能性を改善するとともに、情報の共有を進め、その結果に基づいて PDCA を実施しなくてはならない。 ・端末の自宅への持ち帰りの可否の相違から地方公共団体間で成績格差が生じているという指摘があるが、その因果関係を調査したうえで、ICT 活用においては地域間格差が生じないよう努めるとともに、格差が生じた場合は是正をはからなければならない。 ・教職員が ICT 能力を高めるための時間的・精神的余裕をもてるよう、学校における働き方改革にも注力すべきである。 ・学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化は、教育方法の改善・創意工夫、組織改革、また教員免許制度の規制緩和・改革などさまざまな方法によって可能と考えられ、ICT の導入と並行して多角的な検討が求められる。 ・新規事業の要求にあたっては、上記3つの観点（学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化）における目的など学校現場の向上に資するよう、ICT 活用によるメリットのエビデンスのあるものに限るべきである。 ・デジタル庁との連携により、その他の領域との協働による効果的な活用を進めてほしい。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化という3つの観点から、教育現場における ICT 活用の目的と目標をそれぞれ明示し、そこに至るロジックモデルを実証的データや事例に基づいてそれぞれ作成することが必要である。 	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府及び教育経済学等の専門家と連携して1人1台端末の活用に向けたエビデンス整備を行い、GIGA スクール構想の効果検証を進める。 （令和4年1月頃にも、第4回 GIGA スクール構想のエビデンス整備に関する研究会を開催予定） ・全国学力・学習状況調査（令和4年5月実施）や児童生徒の情報活用能力調査（令和4年2月実施）等から得られるデータを活用して、3つの観点を踏まえた新たな指標の設定など、ICT の活用に係るロジックモデルを再構築する。 	<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新経済・財政再生計画改革工程表の中で、1人1台端末を活用した学習指導について、全国学力・学習状況調査等を活用して2022年度中に新たな KPI を設定することを明記した。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・それらのロジックモデルを成立させる ICT 活用に係わる具体的方針（何を何のためにどう使うか）を示したうえで、その過程における問題点・課題を整理し、その解決方法と目標達成の時期を記したロードマップを作成する必要がある。 	<p>【デジタル庁、文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度内に、1人1台端末の円滑な活用の促進に資するポイントを示した文書を作成し、各教育委員会及び学校に周知する。 ・まずは、デジタル庁と文部科学省が連携して策定する「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「教育データ利活用ロードマップ」等に 	<p>【デジタル庁、文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁と文部科学省が連携して策定する「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、学校教育の ICT 活用に関する中期的な工程を明確化した。 	

	<p>において、学校教育の ICT 活用に関する中期的な工程を明確化する。</p>		
<p>・ICT 活用の進捗と上記 3 つの観点(学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化)からの目標に向けた達成度を客観的及び多面的な指標を設けることにより測定可能性を改善するとともに、情報の共有を進め、その結果に基づいて PDCA を実施しなくてはならない。</p>	<p>【文部科学省】</p> <p>・内閣府及び教育経済学等の専門家と連携して 1 人 1 台端末の活用に向けたエビデンス整備を行い、GIGA スクール構想の効果検証を進める。(令和 4 年 1 月頃にも、第 4 回 GIGA スクール構想のエビデンス整備に関する研究会を開催予定)</p>	<p>【文部科学省】</p> <p>・新経済・財政再生計画改革工程表の中で、1 人 1 台端末を活用した学習指導について、全国学力・学習状況調査等を活用して 2022 年度中に新たな KPI を設定することを明記した。</p>	
<p>・端末の自宅への持ち帰りの可否の相違から地方公共団体間で成績格差が生じているという指摘があるが、その因果関係を調査したうえで、ICT 活用においては地域間格差が生じないように努めるとともに、格差が生じた場合は是正をはからなければならない。</p>	<p>【文部科学省】</p> <p>・全国学力・学習状況調査の結果や、内閣府及び教育経済学等の専門家と連携して議論している研究会の議論を踏まえ、ICT 活用に関する地域差などの課題を分析した上で、必要な手立てを講じる。</p> <p>・ICT の活用について地域の差が生じないように、令和 3 年度補正予算を活用して学校の運用支援、教師のサポート、オンライン教育の実施環境の高度化などの支援を行う。</p>	<p>【文部科学省】</p> <p>・内閣府及び教育経済学等の専門家からなる「GIGA スクール構想のエビデンス整備に関する研究会」において、ICT 活用に関する地域差などの課題について分析を進めるとともに、経済・財政一体改革推進委員会経済社会の活力ワーキング・グループにおいて現状を報告した。</p> <p>・令和 3 年度補正予算において、GIGA スクール運用支援センター整備事業(5,219 百万円)及び学校の ICT を活用した授業環境高度化推進事業(8,411 百万円)を計上した。</p>	
<p>・教職員が ICT 能力を高めるための時間的・精神的余裕をもてるよう、学校における働き方改革にも注力すべきである。</p>	<p>【文部科学省】</p> <p>・令和 4 年度においても引き続き、教師の負担軽減につながるよう、①小学校における 35 人学級の計画的整備や高学年における教科担任制の推進等の教職員定数の改善、②教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)をはじめとする支援スタッフの充実、③部活動改革、④教員免許更新制の発展的な解消に向けた検討、⑤学校向けの調査の精選・削減、⑥ICT を活用した校務の効率化を含む働き方改革の事例集の展開などの様々な施策を総合的に講じて、学校における働き方改革を推進する。</p>	<p>【文部科学省】</p> <p>・令和 4 年度政府予算案において、小学校第 3 学年における 35 人学級の実施や小学校高学年における教科担任制の推進等に必要の教職員定数の改善に係る所要の経費(1,501,467 百万円の内数)や、教員業務支援員、部活動指導員の配置拡充等に係る経費(9,707 百万円の内数)を計上した。</p> <p>・「令和 3 年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果公表に際し、学校設置者別の結果を併せて公表するとともに、教員業務支援員等の補助金交付の際に調査結果等を踏まえた配置支援を行うことで、学校設置者の更なる取組を促すこととした。</p> <p>・教員免許更新制については、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会において審議され、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた方策の実施を求めると同時に、教員免許更新制は発展的に解消することが適当であるとまとめられ、文部科学省において検討・調整に着手した。(令和 3</p>	

		年 11 月 15 日) ・「GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」を設置し、第 1 回を開催した。(令和 3 年 12 月 23 日)	
・学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化は、教育方法の改善・創意工夫、組織改革、また教員免許制度の規制緩和・改革などさまざまな方法によって可能と考えられ、ICT の導入と並行して多角的な検討が求められる。	【文部科学省】 ・ICT 機器の導入と並行して、中央教育審議会答申(令和 3 年 1 月 26 日)において示されている学びの実現に向けた取り組みを実施し、状況を踏まえて多角的な検討を行う。 ・教員免許の在り方については、特別免許状の授与を促進するための方策について中央教育審議会において検討中であり、結論を得次第速やかに必要な措置を行う。	【文部科学省】 ・左記対応方針を決定した。	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(中教審第 228 号) https://www.mext.go.jp/b_m/enu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm
・新規事業の要求にあたっては、上記 3 つの観点(学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化)における目的など学校現場の向上に資するよう、ICT 活用によるメリットのエビデンスのあるものに限るべきである。	【文部科学省】 ・今後、新規事業の要求を行うに当たっては、当該新規事業を実施することによる学習への効果、教職員の能力向上、学校運営の効率化等の学校現場の質の向上に対する効果の有無及びそのエビデンス等についてこれまで以上に十分な検討を行う。	【文部科学省】 ・「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」をはじめとした各種調査結果の分析や自治体へのヒアリング等を通じ、学校現場における ICT 活用の実態の把握及び顕在化している課題の抽出等を実施し、令和 5 年度概算要求に向けた検討に着手した。	
・デジタル庁との連携により、その他の領域との協働による効果的な活用を進めてほしい。	【デジタル庁、文部科学省】 ・デジタル庁と文部科学省が連携し GIGA スクール構想に関する共同アンケートを 9 月に公表するなど、密接に連携しているところであり、更に各方面との協働を進めていく。	【デジタル庁、文部科学省】 ・デジタル庁と文部科学省が連携して策定する「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等において、学校教育の ICT 活用に関する中期的な工程を明確化した。	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	農林水産省		
テーマ等	基金（水産業競争力強化基金（水産業競争力強化緊急事業））		
指摘事項	・水産業競争力強化基金について、事業見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じ続けている。本基金事業の中心である <u>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業をはじめとして、支援対象数量など、事業の目標を明確化するなど、合理性・現実性のある執行計画への見直しを精査し、本基金への積み増しについては慎重に行うべきである。</u>		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
・水産業競争力強化基金について、事業見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じ続けている。本基金事業の中心である <u>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業をはじめとして、支援対象数量など、事業の目標を明確化するなど、合理性・現実性のある執行計画への見直しを精査し、本基金への積み増しについては慎重に行うべきである。</u>	・本基金事業の各事業について、合理性・現実性のある執行計画となるよう見直すこととする。 (スケジュール) 令和5年度予算に向け、本基金事業の執行計画の見直しを行い、予算措置に反映させる。	・水産業競争力強化基金残高の約8割を占める水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業の執行状況を踏まえ、令和3年度補正予算において同事業にかかる基金の積み増しを見送ったところ。	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	国土交通省		
テーマ等	基金（まち再生基金（地域自立・活性化支援事業））		
指摘事項	<p>・まち再生基金のうち地域自立・活性化支援事業について、基金造成以来、14年間で出資実績が1件のみであるにも関わらず、毎年度管理費が発生している。その状況に鑑みると、<u>基金事業を継続する意義を、所管省庁として厳しく検討しなおすべきである。また、基金事業の廃止も検討すべきである。そのうえで、国土交通省として、合理性・現実性のある精度の高い事業見込みを検討し、保有額や保有割合の適正性の精査を行い、精査の結果、余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫に返納すべきである。</u></p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<p>・まち再生基金のうち地域自立・活性化支援事業について、基金造成以来、14年間で出資実績が1件のみであるにも関わらず、毎年度管理費が発生している。その状況に鑑みると、<u>基金事業を継続する意義を、所管省庁として厳しく検討しなおすべきである。また、基金事業の廃止も検討すべきである。そのうえで、国土交通省として、合理性・現実性のある精度の高い事業見込みを検討し、保有額や保有割合の適正性の精査を行い、精査の結果、余剰資金が生じる場合には、余剰資金は国庫に返納すべきである。</u></p>	<p>・基金事業を廃止する。 ・基金残高については、関係する省庁及び基金造成法人である一般財団法人民間都市開発推進機構と調整を行い、令和4年度の早期に国庫返納を行う。</p>	<p>・左記の対応方針を決定した。</p>	

令和3年「通告」の指摘事項に対する各府省庁の対応状況

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	総務省		
テーマ等	分散型エネルギーインフラプロジェクト		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・分散型エネルギーインフラプロジェクト事業は、地方公共団体が各地域において、バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業の事業化に向けたプロジェクト推進計画の策定にあたり要する経費の一部を交付するもの。平成 26 年度より実施。 ・<u>本事業は平成 26 年度から令和 3 年 10 月までの間、64 団体が採択されているが、事業化している団体は 18 団体（令和 2 年 12 月時点）にとどまっている。</u> 以上の点から、<u>本事業については、事業化につながり、かつ地域の特性を活かしたエネルギー供給が期待できる事業を重点的に採択するなど、予算の効率化・重点化を図るよう努めること。</u> ・<u>本事業はアウトカム・アウトプットや終期が設定されていないなど、本事業の効果や出口戦略が不明確である。</u> 以上の点から、<u>本事業の効果検証に資するよう適切な指標を設定するとともに、本事業の出口戦略について検討すること。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和 4 年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・分散型エネルギーインフラプロジェクト事業は、地方公共団体が各地域において、バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業の事業化に向けたプロジェクト推進計画の策定にあたり要する経費の一部を交付するもの。平成 26 年度より実施。 ・<u>本事業は平成 26 年度から令和 3 年 10 月までの間、64 団体が採択されているが、事業化している団体は 18 団体（令和 2 年 12 月時点）にとどまっている。</u> 以上の点から、<u>本事業については、事業化につながり、かつ地域の特性を活かしたエネルギー供給が期待できる事業を重点的に採択するなど、予算の効率化・重点化を図るよう努めること。</u> 	<p>本事業は、地方公共団体が、バイオマス、風力、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるための計画（マスタープラン）策定を支援するものである。</p> <p>事業化を実現するためには、それぞれのマスタープランに応じた施設整備、自治体新電力会社の設立などの課題を解決していく必要があり、一定の期間を要するものである。</p> <p>これらの課題解決を行い、事業化につなげるため、採択団体に対するフォローアップ調査を継続して実施するとともに、令和 4 年度より次に掲げる取組を行うこととする。</p> <p>①申請書類の中で、マスタープラン策定から当該プランの事業化に至るまでの具体的な年次計画（事業化まで 5 年目途）について記載を求める。</p> <p>②応募事業の選定時に評価を依頼している外部有識者において、①で記載された内容を踏まえ、事業化可能性について評価を行う。</p>	<p>本事業については、関係省庁と連携し、より事業化に資するよう取組を実施しつつ、令和 4 年度においても継続。</p> <p>2050 年までの脱炭素社会の実現に貢献するため、令和 3 年度以降に採択した全団体が、マスタープラン策定 5 年後を目途に事業化を達成することを目指す。</p>	

<p>・本事業はアウトカム・アウトプットや終期が設定されていないなど、本事業の効果や出口戦略が不明確である。</p> <p>以上の点から、本事業の効果検証に資するよう適切な指標を設定するとともに、本事業の出口戦略について検討すること。</p>	<p>以上の取組を行うことで、事業化につながる可能性が高いマスタープランを採択し、更なる予算の効率化・重点化を図ることとする。</p> <p>本事業で策定したマスタープランの事業化は、2050年までの脱炭素社会の実現へ貢献をするものであり、予算の効率化・重点化の指摘も踏まえ、令和3年度以降に採択した全自治体が、マスタープラン策定5年後までに事業化を達成することを目指す。</p> <p>そのため、採択団体に対するフォローアップ調査を継続して実施し、事業化への課題がある場合には、関係省庁と連携して事業化に資する助言を行うこととする。</p> <p>なお、プラン策定5年後の事業化の達成状況を踏まえ、出口戦略について検討する。</p>		
---	---	--	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	総務省		
テーマ等	異能（INNO）vationプログラム		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・異能（INNO）vationプログラムは、ICT分野において破壊的イノベーションの種となるような技術課題への挑戦を支援するプログラムとして、平成26年度から実施している事業である。本事業に係る事務局運営、会計管理、広報等の業務につき公募により外部委託し、本事業により採択された者については最長1年、最大300万円の支援となっている。 ・異能（INNO）vationプログラムに係る経費の内訳（令和2年度）をみると、令和2年度予算額3億円のうち、公募に係る経費は1億円、採択された者への直接支援は0.57億円の内数となっている。<u>公募手続などの管理経費について見直すなど、事業の効率的・効果的な実施方法について検討すること。</u> <p>また、<u>本事業について、民間の関心の高まりを踏まえ、事業の民間への移行等、本事業の出口戦略について検討すること。</u></p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・異能（INNO）vationプログラムは、ICT分野において破壊的イノベーションの種となるような技術課題への挑戦を支援するプログラムとして、平成26年度から実施している事業である。本事業に係る事務局運営、会計管理、広報等の業務につき公募により外部委託し、本事業により採択された者については最長1年、最大300万円の支援となっている。 ・異能（INNO）vationプログラムに係る経費の内訳（令和2年度）をみると、令和2年度予算額3億円のうち、公募に係る経費は1億円、採択された者への直接支援は0.57億円の内数となっている。<u>公募手続などの管理経費について見直すなど、事業の効率的・効果的な実施方法について検討すること。</u> <p>また、<u>本事業について、民間の関心の高まりを踏まえ、事業の民間の関心の高まりを踏まえ、事業の民間への移行等、本事業の出口戦略について検討すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度からの支出内容を見直すこととする。 ・本事業の出口戦略については、令和4年度事業の効率的・効果的な実施を図っていく中で、同年度中に一定の方向性を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度からは、特に広告経費を削減するなど支出内容を見直し、効率的・効果的な実施を図ることとした。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	文部科学省		
テーマ等	いじめ対策・不登校支援等総合推進事業（うち、SC、SSWの配置）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業はスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、いじめや不登校等の未然防止、早期発見・早期対応、教育相談体制の整備等に総合的に取り組む事業である。 ・予算や地域規模等により配置を固定化している地方自治体もあるところ、学校ごとの繁忙の差や相談内容ごとに業務量・負担は異なること等を考慮し、効果的・効率的な配置とする必要がある。このため、各地方自治体が指標を設定し、当該指標に基づき定量的な効果検証を行うことにより、エビデンスに基づいた効果的・効率的な配置を行う等、的確な事業の実施をうながす仕組みを、文部科学省は構築すべき。 ・アウトカム指標については、いじめ対策に係る指標のみの設定となっているが、本事業の目的に鑑み「不登校に対する支援」に係る指標の設定を検討すべき。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・予算や地域規模等により配置を固定化している地方自治体もあるところ、学校ごとの繁忙の差や相談内容ごとに業務量・負担は異なること等を考慮し、効果的・効率的な配置とする必要がある。このため、各地方自治体が指標を設定し、当該指標に基づき定量的な効果検証を行うことにより、エビデンスに基づいた効果的・効率的な配置を行う等、的確な事業の実施をうながす仕組みを、文部科学省は構築すべき。 	<p>文部科学省において、令和4年度事業の申請から、各自治体に対し、配置に係る定量的な指標例を示すとともに、各自治体が効果検証のための指標を設定するよう変更し、効果的・効率的な申請及び配置となるよう見直しを行う。</p> <p>さらに、令和5年度事業の申請から、事業計画書の指標に対する効果検証結果を記載するよう見直しを行い、定量的な指標に基づく効果検証結果や取組状況等を踏まえた申請をしている自治体に対して、重点配置の優先配分等を行う。</p>	左記の対応方針を決定した。	
<ul style="list-style-type: none"> ・アウトカム指標については、いじめ対策に係る指標のみの設定となっているが、本事業の目的に鑑み「不登校に対する支援」に係る指標の設定を検討すべき。 	<p>行政事業レビューの記載項目について、令和4年度のレビューシートでの不登校児童生徒への支援の充実に係る指標の設定を検討する。</p>	左記の対応方針を決定した。	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	農林水産省		
テーマ等	インフラ老朽化対策（海岸保全施設）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、地域の実情に応じて農林水産業の基盤整備による生産現場の強化や、農山漁村の防災・減災対策を支援することで、農林水産業の競争力強化と国土強靱化を図ることを目的とする重要な事業であり、この中で、自治体が管理する海岸保全施設についても、インフラ長寿命化計画の下で、交付金により老朽化対策（大規模な更新などを除く）の支援が行われてきた。 ・これらの自治体が管理する海岸保全施設は、建設後 50 年以上経過する施設の割合が増大するなど、インフラの老朽化は加速度的に進行していく見込みである。 ・そのため、老朽化対策への支援は重点的に行う必要があるところ、現在の交付金による支援では、配分時に行った優先順位付けに沿った事業への資金配分が必ずしも担保されていない。 ・よって、海岸保全施設のインフラ老朽化対策については、配分時に行った優先順位付けに沿った事業を確実に実施し、インフラ長寿命化計画を踏まえ、より集中的・計画的に老朽化対策を進めることができるよう、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討すべき。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和 4 年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設のインフラ老朽化対策については、<u>配分時に行った優先順位付けに沿った事業を確実に実施し、インフラ長寿命化計画を踏まえ、より集中的・計画的に老朽化対策を進めることができるよう、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討すべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の老朽化対策については、農山漁村地域整備交付金により総合的・一体的に支援してきたところ。 ・老朽化対策をより集中的・計画的に支援するため、令和 4 年度予算において、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度予算政府案において、インフラ長寿命化計画を踏まえ、個別施設計画の更新等や定期点検等により確認された更新が必要な施設への対策等、インフラ老朽化対策を計画的・集中的に支援する個別補助事業として「海岸メンテナンス事業」を創設した。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	農林水産省														
テーマ等	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業														
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、TPP11協定、日EU・EPA、日米貿易協定発効を踏まえ、我が国の畜産・酪農が新たな国際環境を迎えており、収益力や生産基盤の強化を図ることが急務となっていることを受け、生産コストの削減や規模拡大等を地域一体となって行う取組を支援する重要な事業である。 ・他方、本事業については、支出の遅れによって造成先の基金の残高が高止まりしている中で、本事業の重要性に鑑み、例年補正予算として600億円以上が計上されている状況にある。 ・本事業の事業見込みを精査し、基金残高を活用することにより、基金への積み増し額を見直すなど、引き続き本事業の効果的かつ効率的な執行に努めるべきである。 														
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考												
<p>・本事業の事業見込みを精査し、基金残高を活用することにより、基金への積み増し額を見直すなど、引き続き本事業の効果的かつ効率的な執行に努めるべきである。</p>	<p>①支出の遅れによる基金残高の増嵩を防ぐための手続の迅速化を図る。</p> <p>②辞退等により発生する支出の見込まれない基金残高を精査するための基金管理団体からのヒアリング等を行う。</p> <p>③新たな需要を正確に把握するための需要量調査を通じ、基金残高を活用し、需要に見合った基金の積立額とする。</p> <p>(スケジュール) 令和4年2月頃 地方農政局や都道府県及び関係団体等が出席する全国会議を開催し、令和4年度の執行における留意点を周知し、関係者が一体となって更なる早期執行を図る。</p> <p>令和4年6月頃 基金管理団体から基金管理状況のヒアリングを行い、昨年度の支出状況と辞退等により支出が見込まれない基金残高を確認するとともに、効率的な執行となるよう事業実施主体を指導する。 また、都道府県を通じて畜産クラスター協議会に対して需要量調査を実施するとともに、地方農政局等に対して真に必要となる需要量を精査するよう指示を徹底する。</p>	<p>左記対応方針を踏まえ、基金への積み増し額を抑制したところである。</p> <p style="text-align: center;">【令和2年度補正予算】【令和3年度補正予算】</p> <table border="0"> <tr> <td>○所要額</td> <td style="text-align: right;">70,286百万円</td> <td style="text-align: right;">71,341百万円</td> </tr> <tr> <td>○予算額</td> <td style="text-align: right;">61,327百万円</td> <td style="text-align: right;">50,206百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち基金積立額)</td> <td style="text-align: right;">(26,448百万円)</td> <td style="text-align: right;">(15,165百万円)</td> </tr> <tr> <td>○基金残高活用額</td> <td style="text-align: right;">8,959百万円</td> <td style="text-align: right;">21,135百万円</td> </tr> </table> <p>手続の迅速化については、農家の申請から承認までの期間が令和元年度申請分では平均14.4カ月であったものが令和2年度申請分では平均9.2カ月となるなど、既に一定の改善がなされており、今後も支出までの期間は短縮されるものと見込んでいるところである。なお、令和2年度事業の申請分については、約9割が審査済となっている。</p>	○所要額	70,286百万円	71,341百万円	○予算額	61,327百万円	50,206百万円	(うち基金積立額)	(26,448百万円)	(15,165百万円)	○基金残高活用額	8,959百万円	21,135百万円	<p>○ 畜産クラスター事業について https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan_sogo/l_cluster.html</p> <p>○ 令和3年度補正予算の概要(1ページ目) https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_zigyo/attach/pdf/index-141.pdf</p>
○所要額	70,286百万円	71,341百万円													
○予算額	61,327百万円	50,206百万円													
(うち基金積立額)	(26,448百万円)	(15,165百万円)													
○基金残高活用額	8,959百万円	21,135百万円													

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	農林水産省		
テーマ等	かんがい排水事業（農業用排水施設の整備・保全（直轄））		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、農業生産の基盤となる農業用排水施設の整備を行い、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図る重要な事業である。 ・基幹的農業水利施設の多くは、戦後から高度成長期にかけて整備されてきたことから、老朽化が進行しており、突発事故の発生件数が増加傾向にある。 ・基幹的農業水利施設を戦略的に保管理するべく、インフラ長寿命化計画の下で、ストックマネジメントサイクルを確立することが重要であり、また、施設の機能や性能に不具合が発生し、大規模な更新整備が必要となる前に、施設の長寿命化を図る予防保全の考え方により、施設の機能を維持することが重要である。 ・かかる観点から、突発事故発生時の施設の迅速な復旧に合わせて、事故リスクのある施設への対策や施設の長寿命化対策の一体的な実施を図ることにより、施設の補修・更新に要する総費用を低減させるよう取り組むべき。 ・また、本事業については、例年一定額の繰越金が発生しているところ、事業の着実な実施に努めるべき。 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>突発事故発生時の施設の迅速な復旧に合わせて、事故リスクのある施設への対策や施設の長寿命化対策の一体的な実施を図ることにより、施設の補修・更新に要する総費用を低減させるよう取り組むべき。</u> 	<p>国営かんがい排水事業の制度を改正し、突発事故施設の復旧に合わせて、事故リスクのある施設への対策や地区内の農業水利施設の長寿命化対策を一体的に実施できるようにすることで、ライフサイクルコストの一層の低減を図り、施設の補修・更新に要する総費用の低減を図る。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>上述の取組が可能となるよう、所要の要綱等の改正を行い、令和4年度から事業の適切な実施に努める。</p>	左記の対応方針を決定した。	
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>本事業については、例年一定額の繰越金が発生しているところ、事業の着実な実施に努めるべき。</u> 	<p>予算の繰越の理由は、工事の実施に当たり、地元や関係機関との調整・検討、豪雨・豪雪等の気象条件により不測の日数を要したことなどによるものである。今後とも、早期の関係機関との協議や地元との調整、各種事務手続の迅速化により、工事の早期着手及び計画的な実施に努める。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>これらの取組を行い、事業の着実な実施に努める。</p>	左記の対応方針を決定した。	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	経済産業省		
テーマ等	石油天然ガス田の探鉱・資産買収等事業に対する出資金、石油天然ガス開発や権益確保に資する技術開発等の促進事業		
指摘事項	<p>・石油天然ガス等の探鉱・開発・資産買収等を行う民間企業に対するリスクマネー供給の支援を実施するための「石油天然ガス田の探鉱・資産買収等事業に対する出資金」については、平成29年度秋のレビューにおいて「当年度に出資する確度がより高い案件に絞り、かつ、所要額を厳しく精査したうえで予算を計上すべき」と指摘されている。</p> <p>しかし、令和2年度においては歳出予算現額（当初予算+補正予算+前年度から繰越し、以下同義）969億円に対し、執行額が374億円となっており、歳出予算現額に係る執行率は38.6%と、平成29年度秋レビュー当時（同執行率36.0%）から状況は改善されていないため、当初予算を適正な水準に抑制すべきである。</p> <p>・資源開発事業のCO2対策等、低環境負荷型の研究開発等を行う「石油天然ガス開発や権益確保に資する技術開発等の促進事業」についても、令和2年度においては歳出予算現額43億円に対し、執行額が28億円となっており、歳出予算現額に係る執行率は65.3%と、足元、執行率が低い状況にある。そこで、当初予算を適正な水準に抑制すべきである。</p> <p>・なお、令和3年10月22日に閣議決定された第6次エネルギー基本計画によると、2050年カーボンニュートラル実現に向け、我が国のエネルギー構成は、再エネが大幅に増加する一方、化石燃料由来エネルギー（LNG・石炭・石油等）は相対的に低下する見込みである。こうした状況を踏まえ、経済産業省と（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下、JOGMEC）は、エネルギー対策予算の使い方などについて、見直しを検討すべきである。</p> <p>加えて、JOGMECの繰越欠損金は平成28年度末の約1,500億円から令和2年度末で約2,800億円と大幅に増加しており、抑制を図るように努めるべきである。なお、石油天然ガス等の安定供給のために必要なコストが繰越欠損金に一部含まれているということならば、そのコストにまつわる説明が求められる。</p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<p>・石油天然ガス等の探鉱・開発・資産買収等を行う民間企業に対するリスクマネー供給の支援を実施するための「石油天然ガス田の探鉱・資産買収等事業に対する出資金」については、平成29年度秋のレビューにおいて「当年度に出資する確度がより高い案件に絞り、かつ、所要額を厳しく精査したうえで予算を計上すべき」と指摘されている。</p> <p>しかし、令和2年度においては歳出予算現額（当初予算+補正予算+前年度から繰越し、以下同義）969億円に対し、執行額が374億円となっており、歳出予算現額に係る執行率は38.6%と、平成29年度秋レビュー当時（同執行率36.0%）から状況は改善されていないため、当初予算を適正な水準に抑制すべきである。</p>	<p>令和4年度予算の政府原案の策定までに、石油天然ガスの上流開発企業や JOGMEC から出資対象プロジェクトの進捗状況と今後の計画に関する最新情報を収集し、資金需要を精査する。</p> <p>（スケジュール） 上記の結果を、令和4年度予算の政府原案に加え、令和5年度予算の概算要求等にも反映させる。</p>	繰越額の見込みや、出資対象プロジェクトの実行確度と優先度を精査し、来年度の資金需要の見直しを行った。	
<p>・資源開発事業のCO2対策等、低環境負荷型の研究開発等を行う「石油天然ガス開発や権益確保に資する技術開発等の促進事業」についても、令和2年度においては歳出予算現額43億円に対し、執行額が28億円となっており、歳出予算現額に係る執行率は65.3%と、足元、執行率が低い状況にある。そこで、当初予算を適正な水準に抑制すべきである。</p>	<p>令和4年度予算の政府原案の策定までに、JOGMEC から個々のプロジェクトの進捗状況や今後の見通しを確認し、これらを精査して案件に優先度をつける。</p>	繰越額の見込みや、対象プロジェクトの実行確度と優先度を精査し、来年度必要額の見直しを行った。	

<p>し、執行額が28億円となっており、歳出予算現額に係る執行率は65.3%と、足元、執行率が低い状況にある。そこで、<u>当初予算を適正な水準に抑制すべきである。</u></p>	<p>(スケジュール) 上記の結果を、令和4年度予算の政府原案に加え、令和5年度予算の概算要求等にも反映させる。</p>		
<p>・なお、令和3年10月22日に閣議決定された第6次エネルギー基本計画によると、2050年カーボンニュートラル実現に向け、我が国のエネルギー構成は、再エネが大幅に増加する一方、化石燃料由来エネルギー（LNG・石炭・石油等）は相対的に低下する見込みである。こうした状況を踏まえ、経済産業省と（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下、JOGMEC）は、<u>エネルギー対策予算の使い方などについて、見直しを検討すべきである。</u></p>	<p>令和3年10月22日に閣議決定されたエネルギー基本計画に基づき、カーボンニュートラルへの円滑な移行を進めるため、水素・アンモニア、CCSといった脱炭素燃料・技術の導入に向けた JOGMEC の機能強化の在り方を検討する。</p> <p>(スケジュール) 上記の結果を、令和4年度予算の政府原案に加え、令和5年度予算の概算要求等にも反映させる。</p>	<p>来年度出資対象プロジェクトの実行確度と優先度を精査し、来年度必要額の見直しを行った。 また、総合資源エネルギー調査会において、水素・アンモニア、CCSといった脱炭素燃料・技術の導入に向けて、JOGMEC の機能強化の方向性について検討を行った。</p>	<p>エネルギー基本計画(令和3年10月22日閣議決定) https://www.enec ho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/ 総合資源エネルギー調査会（令和3年7月21日第46回） https://www.enec ho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_sub committee/</p>
<p>・加えて、JOGMEC の繰越欠損金は平成28年度末の約1,500億円から令和2年度末で約2,800億円まで膨れ上がっており、抑制を図るよう努めるべきである。なお、石油天然ガス等の安定供給のために必要なコストが繰越欠損金に一部含まれているということならば、<u>そのコストにまつわる説明が求められる。</u></p>	<p>引き続き、JOGMEC においてより適切な支援案件の採択審査・採択後の管理を行うため、現在試験導入中の「リスク・ベースド・アプローチ」の着実な実施、既存案件へのハンズオン支援の強化、担当職員への研修強化、既存案件のモニタリング強化等の取組を行っていく。</p> <p>また、JOGMEC の繰越欠損金については、民間企業だけでは取れないリスクを JOGMEC が負担していることや、投資回収期間が長期にわたる資源開発事業の性質等に鑑み、現行の中期目標期間より、将来の繰越欠損金の改善見通しを図る PDR 指標（Profit Deficit Ratio）を用いて、リスクマネ</p>	<p>各指摘事項に対して、左記の方針に基づく取組を着実に進めていくことを JOGMEC と確認した。</p>	

	<p>一供給業務に伴う繰越欠損金の水準と将来の解消見込みについて継続的な評価を行っている。今回の指摘を踏まえ、当該 PDR 指標を用いて、引き続き、繰越欠損金の状況と将来見通しに係る対外的な説明を丁寧に行っていくことで対応する。</p> <p>(スケジュール)</p> <p>採択案件の管理に関して、「リスク・ベースド・アプローチ」の実効性を高めるための方策を令和4年3月までに検討する。</p> <p>繰越欠損金に係る対外的な説明の在り方について、引き続き、PDR 指標等を用いた対外説明を行っていく。</p>		
--	--	--	--

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	国土交通省		
テーマ等	インフラ老朽化対策（河川施設・海岸保全施設・港湾施設）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、地方公共団体等が作成した事業計画に基づき行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られることを目的とする重要な事業であり、この中で、自治体等が管理する河川・海岸・港湾施設についても、インフラ長寿命化計画の下で、交付金により老朽化対策（大規模な更新などを除く）の支援が行われてきた。 ・これらの自治体等が管理する河川・海岸・港湾施設については、建設後 50 年以上経過する施設の割合が増大するなど、インフラの老朽化は加速度的に進行していく見込みである。 ・そのため、老朽化対策への支援は重点的に行う必要があるところ、現在の交付金による支援では、配分時に行った優先順位付けに沿った事業への資金配分が必ずしも担保されていない。 ・よって、<u>河川・海岸・港湾施設のインフラ老朽化対策については、配分時に行った優先順位付けに沿った事業を確実に実施し、インフラ長寿命化計画を踏まえ、より集中的・計画的に老朽化対策を進めることができるよう、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討すべき。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和 4 年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、地方公共団体等が作成した事業計画に基づき行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られることを目的とする重要な事業であり、この中で、自治体等が管理する河川・海岸・港湾施設についても、インフラ長寿命化計画の下で、交付金により老朽化対策（大規模な更新などを除く）の支援が行われてきた。 ・これらの自治体等が管理する河川・海岸・港湾施設については、建設後 50 年以上経過する施設の割合が増大するなど、インフラの老朽化は加速度的に進行していく見込みである。 ・そのため、老朽化対策への支援は重点的に行う必要があるところ、現在の交付金による支援では、配分時に行った優先順位付けに沿った事業への資金配分が必ずしも担保されていない。 ・よって、<u>河川・海岸・港湾施設のインフラ老朽化対策については、配分時に行った優先順位付けに沿った事業を確実に実施し、インフラ長寿命化計画を踏まえ、より集中的・計画的に老朽化対策を進めることができるよう、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討すべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・海岸・港湾施設の老朽化対策については、防災・安全交付金により総合的・一体的に支援してきたところ。 ・老朽化対策をより集中的・計画的に支援するため、令和 4 年度予算において、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度予算案において、インフラ長寿命化計画を踏まえ、個別施設計画の更新等や定期点検等により確認された更新が必要な施設への対策等、インフラ老朽化対策を計画的・集中的に支援する個別補助事業として各分野における「インフラメンテナンス事業」を創設した。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	国土交通省		
テーマ等	下水道事業（内水浸水対策、脱炭素化）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業については、地域の防災強化の観点から雨水処理対策を実施しているところであるが、気候変動の影響等により大雨等が頻発し、内水氾濫による浸水被害が発生するリスクが増大している昨今においては、大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水浸水対策をより促進する必要がある。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、バイオガス発電の導入等の温室効果ガス削減効果の高い先進的な創エネ事業や汚泥焼却の高度化等による一酸化二窒素削減対策を通じて、下水道の脱炭素化の促進を図る必要がある。 ・これらの事業に対する支援については、自治体への交付金という形式を中心に行っているところ、例えば近年頻発する内水氾濫への迅速な対応ができていないなど、現在の交付金制度では限界がある。 ・そのため、<u>下水道事業の内水浸水対策、脱炭素化については、より集中的・計画的に内水浸水対策、脱炭素化を進めることができるよう、補助金による支援への更なる切替えを含め支援制度の在り方について検討すべき。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業については、地域の防災強化の観点から雨水処理対策を実施しているところであるが、気候変動の影響等により大雨等が頻発し、内水氾濫による浸水被害が発生するリスクが増大している昨今においては、大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水浸水対策をより促進する必要がある。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、バイオガス発電の導入等の温室効果ガス削減効果の高い先進的な創エネ事業や汚泥焼却の高度化等による一酸化二窒素削減対策を通じて、下水道の脱炭素化の促進を図る必要がある。 ・これらの事業に対する支援については、自治体への交付金という形式を中心に行っているところ、例えば近年頻発する内水氾濫への迅速な対応ができていないなど、現在の交付金制度では限界がある。 ・そのため、<u>下水道事業の内水浸水対策、脱炭素化については、より集中的・計画的に内水浸水対策、脱炭素化を進めることができるよう、補助金による支援への更なる切替えを含め支援制度の在り方について検討すべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度には、下水道による大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水対策について、また令和2年度には、一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るための補助事業制度をそれぞれ創設するなど、下水道による浸水対策の集中的・重点的に支援制度を強化してきたところ。 ・内水氾濫への対策強化のため、令和4年度以降も継続的に補助事業制度への予算額の段階的拡充を図ることとする。 ・下水道事業からの温室効果ガス排出量の削減に向けて、令和4年度予算にて、温室効果ガス削減効果の高い創エネ事業等を集中的・優先的に支援するための個別補助制度の創設について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度予算案において、内水浸水対策を支援する下水道防災事業費補助（個別補助金）を増額するとともに、令和3年度補正予算にも、同補助事業を計上。 ・令和4年度予算案において、温室効果ガス削減効果の高い創エネ事業、一酸化二窒素（N₂O）対策事業を、集中的・優先的に支援する下水道脱炭素化推進事業（個別補助制度）を創設。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	国土交通省		
テーマ等	治水事業（河川・砂防）		
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・治水事業（河川・砂防事業）については、気候変動による災害の激甚化・頻発化に対応するため、河川管理者が主体となつて行う治水対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の考え方に基づき、ハード・ソフト一体となつた事前防災・減災対策を加速化させていく必要がある。 ・「流域治水」を踏まえた事前防災・減災対策への支援については重点的に行う必要があるところ、地方自治体が自由に使える交付金制度の下では、上記の取組を集中的・計画的に推進することが難しく、また、事前の計画に基づく事業の優先順位付けに沿った資金配分が必ずしも担保されていない。 ・そのため、<u>治水事業（河川・砂防事業）における「流域治水」を踏まえた事前防災・減災対策については、配分時に行った優先順位付けに沿った事業を確実に実施し、より集中的・計画的に進めることができるよう、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討すべき。</u> 		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・治水事業（河川・砂防事業）については、気候変動による災害の激甚化・頻発化に対応するため、河川管理者が主体となつて行う治水対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の考え方に基づき、ハード・ソフト一体となつた事前防災・減災対策を加速化させていく必要がある。 ・「流域治水」を踏まえた事前防災・減災対策への支援については重点的に行う必要があるところ、地方自治体が自由に使える交付金制度の下では、上記の取組を集中的・計画的に推進することが難しく、また、事前の計画に基づく事業の優先順位付けに沿った資金配分が必ずしも担保されていない。 ・そのため、<u>治水事業（河川・砂防事業）における「流域治水」を踏まえた事前防災・減災対策については、配分時に行った優先順位付けに沿った事業を確実に実施し、より集中的・計画的に進めることができるよう、補助金による支援へ切り替えることを含め支援制度の在り方について検討すべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで治水事業における流域治水対策については、防災・安全交付金により地域の防災・減災を実現するための「整備計画」に基づく河道掘削や砂防堰堤の整備等のほか、避難訓練等の効果促進事業を組み合わせ、地方公共団体の創意工夫を活かした流域治水対策を総合的・一体的に支援してきたところである。 ・今年度改正した特定都市河川浸水被害対策法等を踏まえ、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進するために、流域治水の取組をより一層加速化する必要がある。 ・流域治水対策をより集中的・計画的に支援するために、令和4年度予算において、個別補助事業の創設について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度予算案において、「流域治水」を踏まえた事前防災・減災対策について、今年度改正した特定都市河川浸水被害対策法等を踏まえ、浸水被害防止区域・貯留機能保全区域等の指定の方針を含む流域水害対策計画に基づき実施される河道掘削、排水機場の機能増強、二線堤の整備等を重点的に支援し、ハード・ソフト一体となつた事前防災・減災対策を計画的・集中的に進めるための個別補助事業として「特定都市河川浸水被害対策事業」を創設。また、林野庁と連携して作成した流域流木対策計画に位置付けられた流木補捉施設を「大規模特定砂防等事業」の補助対象に追加。 	

秋の年次公開検証等の指摘事項に対するフォローアップ

担当府省庁名	環境省		
テーマ等	地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業		
指摘事項	<p>・本事業は令和4年度新規事業として要求されているものであり、<u>地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証、技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証、イノベーションの発掘及び社会実装の加速化に係る取組を実施するとともに、事業開始前から事業終了後に至るまで事業者の伴走型支援や評価・フォローアップ等の側面支援を実施するものである。</u></p> <p>・本事業の前身事業として「CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業」があったが、令和3年6月に公表された予算執行調査及び令和3年11月に行われた財政制度審議会歳出改革部会において、<u>本事業で採択された技術のうち、商品化に至った割合は24%にとどまっており、かつ商品化に至った事業に限っても、CO2排出削減量で見た達成度は20%と、低調な状況となっている旨、指摘されているところ。</u></p> <p><u>上記の状況を踏まえ、本事業については、実用化につながり、かつ高いCO2削減効果が期待できる技術を重点的に採択することとし、予算の重点化・効率化を図るよう努めるべきである。</u></p>		
個別項目	対応方針・スケジュール	令和4年度予算政府案閣議決定時までに決定・実施した内容	備考
<p>・本事業は令和4年度新規事業として要求されているものであり、<u>地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証、技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証、イノベーションの発掘及び社会実装の加速化に係る取組を実施するとともに、事業開始前から事業終了後に至るまで事業者の伴走型支援や評価・フォローアップ等の側面支援を実施するものである。</u></p> <p>・本事業の前身事業として「CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業」があったが、令和3年6月に公表された予算執行調査及び令和3年11月に行われた財政制度審議会歳出改革部会において、<u>本事業で採択された技術のうち、商品化に至った割合は24%にとどまっており、かつ商品化に至った事業に限っても、CO2排出削減量で見た達成度は20%と、低調な状況となっている旨、指摘されているところ。</u></p> <p><u>上記の状況を踏まえ、本事業については、実用化につながり、かつ高いCO2削減効果が期待できる技術を重点的に採択することとし、予算の重点化・効率化を図るよう努めるべきである。</u></p>	<p>・商品化や実用化に繋げ、効果的な事業になるように採択時の審査、フォローアップ等に関する見直しを行う。</p> <p>・予算の重点化・効率化を行うため、令和4年度予算案については要求額から縮減する。</p>	<p>・公募時に、事業化の妥当性等を評価できる、投資・金融の実務経験のある外部委員を参画させるなど評価委員の構成を見直した。</p> <p>・社会実装（商品化）に至らない要因として、社内で事業化体制が構築できていない場合もあったことから、実施体制に事業部を参画させることとした。</p> <p>・開発目処ができつつある2年目（事業終了前年度）において、事業化計画書を策定し、3年目（事業終了年度）の中間評価において、評価委員の判断等により柔軟に計画の見直しを行うこととした。</p> <p>・中間評価において、事業継続の適否の判断だけではなく、良評価の課題については、原則3年である実施期間について、実施体制を拡充し最長5年までの延長を認める、製品化・事業化に非常に期待の高い追加的取組に対して追加予算措置を行うなどのインセンティブ付けを行うこととした。</p> <p>・一方で、低評価課題については中止するなど、適切な対応を実施することとした。</p> <p>・事後評価で助言する今後の課題については、対象とする顧客、販売戦略などを整理・具体化し、販売開始までに市場形成を行うことなどをメルクマールとして、商品化や実用化につながるような指摘を中心に行うこととし、フォローアップ調査の設問内容や方法についても、事後評価で受けた指摘・助言への対応状況等を中心に確認し、普及に当たっての阻害要因を分析する等の見直しを行うこととした。</p>	

		<ul style="list-style-type: none">・ 終了課題も含めた採択事業者と、投資家や金融機関、小売事業者等を対象とした双方向的なマッチング会を企画・実施し、民間資金の誘引を促進することとした。・ 令和4年度予算案については上記の改善を踏まえ予算の重点化・効率化を行い、要求額から縮減した。	
--	--	--	--